

# 報告

## 「医療基本法」の制定に向けて

常任理事 医療安全・医事法制部長 水谷 匡宏

医療基本法制定に関するシンポジウムを、北海道医師会と日本医師会との共催により3月20日に札幌で開催した。当日はあいにくの悪天候にもかかわらず、約60名の会員の先生方が参加された。この「医療基本法」の制定に関する歴史は古く、昭和43年の武見会長時代にまでさかのぼる。そのときは日医の立場を強く主張したために、患者側からの賛同を得られず廃案となった。その後、幾度となく厚生省(当時)や社会党(当時)からも法案制定の動きがあったが、すべて廃案の憂き目にあい現在に至っている。しかし、この法案は医療界における憲法と位置付けられるほどの重要な法律で、医師法・医療法などの医療関連法の親法としての性格を有することから、再び平成18年より日医内で制度制定を目指す動きが出てきた(図1)。ただ残念ながら、これまで会員に対し周知方法が十分ではなく、理解もよく得られていないことより、日医執行部として全国ブロック別に今回のようなシンポジウムを開催することで、医師会、医療界内の問題意識が高まることを期待するものである。すでに昨年12月の日医会館でのシンポジウムを皮切りに、本年2月には九州医師会連合会との共催で、宮崎県で開催されている。

今回の北海道ブロックでは、主催者として今村定臣日医常任理事をはじめ、鈴木勝彦、大井利夫日医医事法関係検討委員会正副委員長が来道された。最初に、横倉日医会長からの挨拶(代読、羽生田副会長)があり、大井副委員長(日本病院会顧問)より「医療基本法」の制定に向けた具体的提言の説明があった(表1)。特に、医療界として日医と日病とで、この法案に対する一致点と論点(相違点)がどこにあるのかなどについて詳しい説明があった(表2)。次にシンポジストとして小西洋之民主党・参議院議員、山光進道医理事(当時)、鈴木利廣弁護士、吉岡てつを厚生省課長の4名が登壇し、それぞれ専門の立場から医療基本法の目的、必要性などについて触れられた。最後に、総合討論が行われ、シンポジストの講演に対する補足説明や質疑応答があった。会場の参加者から、日医と日病の両案の相違点を埋めるこ

とが可能かどうかとの質問があったが、大井副委員長からは今後の議論により解決は可能との回答があった。また、道内の過疎地対策に利用できるようにもう一步踏み込んだ法案にしてはどうかとの質問に対しては、同委員よりあくまでもこれは親法であるため、個別法で対応すべきとの回答があった。今後、日医はこの法案を議員立法として国会に提出する意向であり、関係諸団体(患者側、法曹界、厚労省など)との協議ならびに政界へのロビー活動が必須となる。また、道医としてもこの法案の早期成立に向け、道内の会員に理解と協力を呼び掛けて行く所存である。

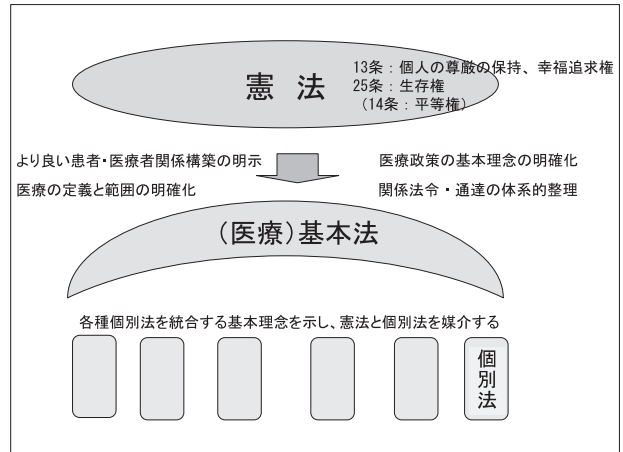


図1 親法としての医療基本法

表1 医療基本法の目的

- 1) 国民の生命と健康を守る医療の定義
- 2) 医療の基本理念と原則の提示
- 3) 医療に関する基本的事項の提示
- 4) 国、地方公共団体等の責務の明示
- 5) 医療提供者の責務の明示
- 6) 患者、国民等の権利と責務の明示
- 7) 相互参加型医療構築の示唆

表2 日本医師会と日本病院会の論点

論点	日本医師会	日本病院会
必要性	是認肯定	是認肯定
憲法/個別法との関係	憲法の理念を個別法に媒介する理念法としての「親法」	憲法の理念を個別法に媒介する理念法としての「親法」
範囲(介護、福祉等の関係)	医療に関わる行為・施策とする。(介護・福祉を含まず)	介護との境界は判然とせず。(介護は医療と連携する)
罰則規定等裁判規範	含まず	含まず
基本理念の提示	第一義とする	第一義とする
医師法21条への対応	記述せず	記述する
計画体系の提示	非提示	非提示(関係法案の修正が必要)
医療提供者の責務	記載する	記載する
患者・国民の権利と責務	記載する	記載する
行政の責務と権限	記載する	記載する
医療提供体制の体系	施策の理念を記述するが、具体的体系は提示せず	施策の理念を記述するが、具体的体系は提示せず
経済体制の条文化	国の財源確保義務記載	公的医療保険制度の維持
研究・教育の理念	提示する	提示する